

# 八幡浜市地域公共交通会議委員

委員任期: 令和5年2月28日(就任日)～令和7年2月27日(2年間)

区分	所属・役職	委員	備考
市長又はその指名する職員	八幡浜市総務企画部長	藤堂 耕治	道路運送法施行規則第9条の3第1項第1号
一般乗合旅客自動車運送事業者	伊予鉄南予バス株式会社 代表取締役社長	岡田 好功	道路運送法施行規則第9条の3第1項第2号
	宇和島自動車株式会社 営業課長	田中 勝久	道路運送法施行規則第9条の3第1項第2号
一般貸切(乗用)旅客運送事業者	株式会社富士タクシー 代表取締役	三好 正司	道路運送法施行規則第9条の3第1項第2号
	アトムタクシー株式会社 専務取締役	宇都宮 弓子	道路運送法施行規則第9条の3第1項第2号
一般社団法人愛媛県バス協会の代表	一般社団法人愛媛県バス協会 専務理事	松本 真一	道路運送法施行規則第9条の3第1項第2号
一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会の代表	一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会専務理事	谷口 政賀津	道路運送法施行規則第9条の3第1項第2号
住民又は利用者の代表者	八幡浜市議会総務産業委員会委員 委員長	井上 剛	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第六条第2項第3号
	八幡浜市社会福祉協議会常務理事	大森 幸二	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第六条第2項第3号
	釜倉区長	中尾 比良喜	道路運送法施行規則第9条の3第1項第3号
	若山区長	井上 哲	道路運送法施行規則第9条の3第1項第3号
	中津川区長	松上 正雄	道路運送法施行規則第9条の3第1項第3号
	津羽井区長	詰石 高康	道路運送法施行規則第9条の3第1項第3号
	高野地区長	清水 喜代一	道路運送法施行規則第9条の3第1項第3号
	川之石地区公民館長	菊池 敏和	道路運送法施行規則第9条の3第1項第3号
	宮内清水町区長	得能 誠	道路運送法施行規則第9条の3第1項第3号
四国運輸局愛媛運輸支局長又はその 指名する職員	国土交通省四国運輸局愛媛運輸 支局首席運輸企画専門官	一色 利彦	道路運送法施行規則第9条の3第1項第4号
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸 支局首席運輸企画専門官	菊池 勝二	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第六条第2項第3号
一般旅客自動車運送事業者の事業用自 動車の運転者が組織する団体の代表	宇和島自動車労働組合 副委員長	山田 篤彦	道路運送法施行規則第9条の3第1項第5号
道路管理者又はその指名する者	愛媛県南予地方局 八幡浜土木事務所長	越智 淳志	道路運送法施行規則第9条の3第2項第1号の イ
	八幡浜市産業建設部長	垣内 千代紀	道路運送法施行規則第9条の3第2項第1号の イ
八幡浜警察署長又はその指名する者	愛媛県八幡浜警察署 交通課長	矢野 将宏	道路運送法施行規則第9条の3第2項第1号の ロ
学識経験を有する者その他の交通会 議が必要と認める者	松山大学 法学部 准教授	甲斐 朋香	道路運送法施行規則第9条の3第2項第2号
	田中輸送有限会社代表取締役	和田 雅子	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第六条第2項第2号
	特定非営利活動法人にこにこ日 土理事長	萩森 敏久	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第六条第2項第2号
	四国旅客鉄道株式会社 愛媛企画部長	窪 仁志	道路運送法施行規則第9条の3第2項第2号
	愛媛県南予地方局地域産業振興 部地域政策課長	須山 広周	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第六条第2項第3号